

＜＜農業集落排水整備事業分担金＞＞

1 農業集落排水整備事業分担金とは

公共施設には、道路や公園のように不特定多数の人が利用できるものと、農業集落排水のように特定の人しか利用できないものがあります。

このため、農業集落排水整備事業の建設費を市の税金のみで負担すると、その事業の恩恵を受けない人たちにまで負担をかけることになり、公平な負担の原則に反することになります。

そこで、地方自治法第224条の規定に基づき、農業集落排水整備事業によって利益を受ける人（受益者）に農業集落排水整備事業の建設費の一部を農業集落排水整備事業分担金（以下、「分担金」と表記します。）として納付していただくように市条例で定められております。

農村生活環境の改善を図り、より衛生的で住みよい環境にするためにも、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

2 処理区と分担金の額

那珂市では、現在以下の7つの処理区があります。

各処理区の名称、受益者1戸当たりの額は、以下のとおりです。

処理区	受益者1戸当たりの額
戸崎地区	330,000円
西木倉地区	400,000円
門部地区	400,000円
神崎額田地区	340,000円
戸多北部地区	400,000円
鴻巣地区	400,000円
酒出地区	400,000円

3 受益者の申告・変更

受益者となるかたには、受益者申告書を提出していただきます。また、その区域で農業集落排水が使用できるようになることを供用開始と言いますが、すでに供用開始済みの区域で新たに受益者となるかたは、流入申込書もあわせて提出していただきます。

なお、受益者に変更があった場合は、受益者変更届を提出していただきます。

4 分担金の納付

供用開始済みの区域で新たに受益者となる場合、分担金は一括で納付していただきます。

なお、市策定の整備計画に基づき、市が施工する管路整備工事をもなって受益者となる場合は、一括納付・分割納付が選択できます。

詳しくは、下水道課へお問い合わせください。

5 納付する場所

納付場所は以下の金融機関等です。

納付に便利な口座振替もごございますので、ご利用ください。

☆☆☆納付場所☆☆☆

○常陽銀行 本・支店

○常陸農業協同組合 各支店

○筑波銀行 那珂・菅谷支店

○茨城県信用組合 那珂・菅谷支店

○水戸信用金庫 菅谷支店

○ゆうちょ銀行（口座振替のみ）

○中央労働金庫 水戸支店

○那珂市役所 会計課（本庁1F）

○那珂市役所 下水道課（瓜連支所1F）